

子育て世帯の 移住を 応援します!



ちようどいいから、
住みやすい。



子育て世帯移住促進事業

秋田市へ移住する子育て世帯の
住宅の新築・購入、
賃借および転居の費用を
補助いたします。



申請書ダウンロードはこちら

事業内容

<p>ア 住宅の新築および購入(中古を含む)に係る費用</p>	<p>100万円に右記の要件に応じた金額を加算した額を上限に補助 ※工事費・購入費の方が低い場合は、その金額が上限となります</p>	<p>子育て加算 18歳未満の子一人につき、10万円(ひとり親の場合は15万円)を加算</p> <p>市内業者加算 市内に主たる事務所を有する事業者又は本市に居住する個人と契約し(不動産仲介業等を除く)、新築又は購入した場合は、50万円を加算</p>
<p>イ 住宅の賃貸借契約に係る費用</p>	<p>初期費用(敷金、礼金、保証料、仲介手数料、前家賃1か月等)として、20万円に右記の要件に応じた金額を加算した額を上限に補助 ※初期費用の方が低い場合は、その金額が上限となります</p>	<p>子育て加算 18歳未満の子一人につき、10万円(ひとり親の場合は15万円)を加算</p>
<p>ウ 転居・移動手段の確保・家具・家電の購入に係る費用</p>	<p>引越・車の購入・家具・家電の購入等に要する費用として、20万円に右記の要件に応じた金額を加算した額を上限に補助 ※引越・車の購入・家具・家電の購入等に要する費用の方が低い場合は、その金額が上限となります</p>	<p>子育て加算 18歳未満の子一人につき、10万円(ひとり親の場合は15万円)を加算</p>

上記申請は、本市への転入予定日の
14日前までにを行う必要があります。

注意事項

※申請書などの詳細は、下記までお問い合わせ下さい。※**ア**と**イ**を重複して受けることはできません。※移住後1年以内に**ウ**を利用する方は、移住前に**ウ**を申請する必要があります。**ウ**のみでも申請可能です。※原則として転入日以降3年以内に市外に転出したときや補助金を他の目的に使用したときなどは、この補助金を本市に返還していただきます。

お問い合わせ

秋田市移住相談八重洲センター フリーコール 0120-99-1101 Fax 03-6665-0189
mail ro-pltk@city.akita.lg.jp
秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課 直通 018-888-5487 Fax 018-888-5488
mail ro-plpo@city.akita.lg.jp

秋田市移住促進事業（子育て世帯移住促進）

ちよ
うど
い
い
か
ら、
住
み
や
す
い。

秋田市へ移住する子育て世帯の
住宅の新築・購入、
賃借、転居および家具・家電の購入の費用等を
補助いたします。



子育て世帯の移住を応援します！

対象者（主な要件のみ記載しています。）※転入予定日の14日前に申請する必要があります

1. 秋田県外からの転入者（転入前1年以上継続して秋田県外に居住していた方に限る）
※転勤者、出向者、公務員がいる世帯は対象外
2. 50歳未満の方、又は配偶者が50歳未満である方（年齢は転入日の満年齢）
3. 18歳未満の子（市内で同居に限る）を養育している方（年齢は転入日の満年齢）
4. 申請時に秋田県（ポータルサイト「秋田暮らし」はじめての一步など）に移住定住登録をしている方
5. 市内で新たに期間を定めずに、又は1か月超の期間を定めて雇用（パート、アルバイト可）される方、又は市内で新たに事業を営もうとする方



申請に必要な資料

(1) 全員共通

- 補助金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）
- 世帯員の続柄がわかる戸籍謄本の写し
- 転入前の住所地の世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員（18歳未満の子を除く。）の秋田市市税に未納がない証明書の写し（秋田市市税が課税されていない場合にあっては、秋田市の固定資産税に係る資産なし証明書）※秋田市で取得（郵便やオンラインでの申請も可）
- 就職の場合
就業予定証明書（様式第3号）または「市内で新たに常用雇用される者」で「移住後に仕事を開始すること」「期間を定めない又は1か月を超える期間の雇用」「勤務場所が秋田市であること」を確認できる書類
- 起業の場合
事業計画書など「市内で新たに事業を営もうとする者」で「移住後に仕事を開始すること」「事業所の所在地が秋田市であること」を確認できる書類や許認可の写し。

(2) 住宅の新築の場合

- 工事請負契約書および工事内訳明細書の写し ● 工事着工前の写真 ● 建築基準法に基づく確認済証の写し

(3) 住宅の購入の場合

- 売買契約書の写しや重要事項説明書等住宅の内容を確認できる書類の写し ● 住宅の外観の全景写真

(4) 住宅の賃借の場合

- 賃貸借契約書の写しや重要事項説明書等当該住宅の内容を確認できる書類の写し ● 初期費用に係る見積書の写し

(5) 転居・移動手段の確保・家具・家電の購入に係る費用の場合

- 引越し費用に係る見積書の写し
- 免許取得費用又は自動車等購入費用の見積書の写し
- 家具、家電製品の購入費用の見積書の写し（パソコン、携帯電話、娯楽用品等は含みません）

※上記以外にも必要な書類の提出をお願いする場合があります。



秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課

秋田県秋田市山王1-1-1 秋田市役所4階

直通 018-888-5487 Fax 018-888-5488 mail ro-plpo@city.akita.lg.jp

<https://www.city.akita.lg.jp/iju-teiju/index.html>

【お問い合わせ先のサイト】

秋田市移住相談
八重洲センター



秋田市移住定住
サイト

